



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年10月20日金曜日 第2919号

◇ 目 次 ◇

県統計調査の実施.....	(県民生活課) ...	781
指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	(健康増進課) ...	781
保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示（2件）.....	(森林整備課) ...	782
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	783
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(南予地方局地域福祉課) ...	783
道路の供用開始（県道宿毛城辺線）.....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	784
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	784
道路の供用開始（ " ）.....	(") ...	784
道路の区域変更（県道高瀬松溪線）.....	(南予地方局西予土木事務所) ...	784
道路の供用開始（ " ）.....	(") ...	785

公 告

准看護師試験の施行.....	(医療対策課) ...	785
----------------	---------------	-----

教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....	(高校教育課) ...	785
---	---------------	-----

教育委員会告示

平成30年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....	(高校教育課) ...	787
平成30年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項.....	(") ...	792
平成30年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項.....	(特別支援教育課) ...	794

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	796
-----------------------------	-----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1118号

平成29年度愛媛県消費行動実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

消費者問題や消費者教育について、消費者、学校、事業者が取り組んでいる消費者教育関連項目を調査することにより、県民の消費者教育の推進を図るための基礎資料とする。

2 調査対象の範囲

- (1) 消費者調査票：18歳以上の男女
- (2) 学校調査票：学校教育法規定の全学校種
- (3) 事業者調査票：平成24年経済センサス - 活動調査において従業員300人以上の大規模事業所又は中小企業基本法による中小企業及び小規模事業企業に該当しない大規模事業者

3 報告を求める事項

- (1) 消費者調査票：消費者問題に関する意識調査、消費者教育に関する調査、消費行動に関する意識調査、消費者トラブルの意識調査、相談機関の認知度等
- (2) 学校調査票：消費者教育に関すること、消費者教育推進の課題・意見等
- (3) 事業者調査票：消費者志向経営の取組状況、法の認知度、消費者教育の取組等
- 4 報告を求める事項の基準となる期日又は期間
平成29年11月1日現在
(一部の項目については、平成28年4月1日から29年3月31日までの期間)
- 5 報告を求める者
 - (1) 消費者調査票：約2,000人
 - (2) 学校調査票：約750校
 - (3) 事業者調査票：約100事業者
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査票の郵送による自計方式
- 7 報告を求める期間
平成29年10月23日から11月7日までの間

○愛媛県告示第1119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ドラッグセイムス西予野村薬局	西予市野村町野村10号503番地 1	株式会社西日本セイムス	精神通院医療（薬局）	平成29年10月1日
はる薬局	松山市井門町459番地 4	はる調剤株式会社	精神通院医療（薬局）	平成29年10月1日
ファーマシ薬局今治	今治市喜田村七丁目 2 番42号	株式会社ファーマシ	精神通院医療（薬局）	平成29年10月1日
今治みかん薬局	今治市喜田村七丁目 2 番37号	ウインウエイ株式会社	精神通院医療（薬局）	平成29年10月1日
たんぼば薬局今治喜田村店	今治市喜田村七丁目 2 番41号 1 階	たんぼば薬局株式会社	精神通院医療（薬局）	平成29年10月1日

○愛媛県告示第1120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社TENKOU	松山市山越 1 丁目22番20号	訪問看護ステーションてんこう	松山市南斎院町1338番地105	精神通院医療	平成29年10月1日
一般社団法人在宅看護センター四国	四国中央市土居町上野甲1197番地 1	日本財団在宅看護センターしこく	四国中央市三島宮川四丁目10番72号	精神通院医療	平成29年10月1日

○愛媛県告示第1121号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成29年 8 月 8 日愛媛県告示第921号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町大字上大野1221 - 2、1233	北宇和郡日吉村大字上鍵山1番戸 奥 島 純 吉	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字父野川下2431	北宇和郡日吉村大字父野川乙150番地 芝 虎馬太	〃
北宇和郡鬼北町大字上鍵山1779 - 1	北宇和郡日吉村大字上鍵山1082番地 芝 智恵子	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2432	北宇和郡泉村大字小倉27番戸 佐 竹 敏 雄	〃
北宇和郡鬼北町大字上大野946、974、977、991	北宇和郡日吉村大字上大野甲292番地 三 好 章	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2429	北宇和郡鬼北町大字父野川15番戸 大 森 兼太郎	〃

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1122号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成29年 8 月 8 日愛媛県告示第921号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町大字父野川下2263、2264、大字父野川中868、869	北宇和郡日吉村大字父野川甲43番地 川 添 岩 治	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字父野川中868、869	北宇和郡日吉村大字父野川甲29番地 川 添 安 光	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2266、2309	北宇和郡日吉村大字父野川下1122番地 川 添 安 光	〃

北宇和郡鬼北町大字父野川下2281	北宇和郡日吉村大字父野川乙1505番地 川平重男	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下868、869	北宇和郡日吉村大字父野川乙1493番地 谷廣	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2276、2278	北宇和郡日吉村大字父野川乙1247番地 谷廣	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中211	北宇和郡日吉村大字父野川甲349番地 藤田義文	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中868、869	北宇和郡日吉村大字父野川乙1482番地 川平實	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2306、大字父野川中889、890、895、898、900、913	北宇和郡日吉村大字下鍵山甲256番地4 駄場文朝	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2194	宇和島市大浦甲215番地3 長瀧哲夫	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中868、869	北宇和郡日吉村大字父野川甲29番地 川添福松	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中875	北宇和郡日吉村大字父野川甲2200番地 栗野隆雄	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2277	北宇和郡日吉村大字父野川乙1265番地 井上忍	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中868、869	北宇和郡日吉村大字父野川甲2200番地 川添サキ	〃
〃	北宇和郡日吉村大字父野川甲50番地1 川添勝義	〃
〃	北宇和郡日吉村大字父野川乙1534番地 三好重平	〃
〃	北宇和郡日吉村大字父野川乙1472番地1 中井梅太郎	〃
〃	北宇和郡日吉村大字父野川乙1521番地 三好兵馬	〃
〃	北宇和郡日吉村大字父野川乙1507番地 芝龍馬	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2263、2264	北宇和郡日吉村大字父野川甲2072番地 影山友治	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中868、869	北宇和郡日吉村大字父野川甲23番地 川添留治郎	〃
〃	北宇和郡日吉村大字父野川113番地 川添伊勢松	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2263、2264	北宇和郡日吉村大字父野川甲39番地 川添紋治	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中868	北宇和郡日吉村大字父野川乙1560番地 土釜庫治	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2263、2264	北宇和郡日吉村大字父野川乙1614番地 上田石男	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2307、2308	東京都板橋区太谷口北町50番3 - 601号 川添泰史	〃

北宇和郡鬼北町大字父野川中1528、1546	松山市柳井町三丁目1番地5 藤田賢次	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中893	宇和島市榊形町一丁目4番1号 渡辺貢	〃
〃	宇和島市大宮町三丁目3の5 大石敦子	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中892、893、909、912	北宇和郡日吉村大字父野川中48番地 渡辺文恵	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2276、2280	北宇和郡日吉村大字父野川下1355番地 上田登	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中878、880から882、888	北宇和郡鬼北町大字父野川下1286番地 渡辺真紀	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中893	北宇和郡日吉村大字父野川甲112番地2 谷正俊	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中1528、1546	新居浜市新須賀町二丁目1番241号 鈴木幸恵	〃
〃	大洲市西大洲甲1306番地1 鈴木幸恵	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川下2276、2278	北宇和郡日吉村大字父野川下132番地 大森隆義	〃
北宇和郡鬼北町大字父野川中208 - 1	宇和島市寄松甲313番地1 山崎繁昌	〃

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1123号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年10月20日から11月2日まで

○愛媛県告示第1124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年10月20日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300016	だんだん介護サービス有限会社	愛媛県宇和島市伊吹町甲380番地19	橋田睦子	居宅介護	だんだん介護サービス有限会社	愛媛県宇和島市伊吹町甲380番地19	平成29年9月30日

3810300016	だんだん介護サービス 株式会社	愛媛県宇和島市伊吹町 甲380番地19	橋 田 睦 子	重度訪問介護	だんだん介護サービス 株式会社	愛媛県宇和島市伊吹町 甲380番地19	平成29年 9月30日
3813910019	介護サービス野の花有 限会社	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字内深田1248番地2	二 宮 真佐美	居宅介護	介護サービス野の花有 限会社	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字内深田1248番地2	平成29年 10月6日
3813910019	介護サービス野の花有 限会社	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字内深田1248番地2	二 宮 真佐美	重度訪問介護	介護サービス野の花有 限会社	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字内深田1248番地2	平成29年 10月6日

○愛媛県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本453番1地先から 同町脇本433番2まで	平成29年10月20日

○愛媛県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3443番から 同町山鳥坂3442番まで	旧	メートル 4.4～5.1	キロメートル 0.030	
			新	4.7～11.0	0.030	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂3404番から 同町山鳥坂3405番まで	旧	3.7～6.4	0.025	
			新	5.3～6.8	0.025	

○愛媛県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3443番から 同町山鳥坂3442番まで	平成29年10月20日
"	"	大洲市肱川町山鳥坂3404番から 同町山鳥坂3405番まで	"

○愛媛県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2158番2	旧	メートル 5.2～5.7	キロメートル 0.0088	
			新	5.2～8.6	0.0088	

○愛媛県告示第1129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2158番2	平成29年10月20日

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成29年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成29年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市道後町二丁目11 - 14

愛媛看護研修センター 2階大研修室

2 試験の日時

平成30年2月9日（金）12時30分

3 試験願書の提出期間

平成29年12月8日（金）から15日（金）17時まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第1の1（第2条関係）							別表第1の1（第2条関係）						
学校名	全日制の課程			定時制の課程			学校名	全日制の課程			定時制の課程		
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別 生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別 生徒定員
省略							省略						
西条高等学校	3年	普通科	600	省略			西条高等学校	3年	普通科	600	省略		
									<u>理数科</u>	<u>40</u>			

		国際文理国際科					
		国際文理理数科	120				
		商業科	120				
省略							
今治工業高等学校	3年	機械造船科	120				
		電気科	120				
		情報技術科	120				
		環境化学科	120				
		繊維デザイン科	120				
省略							
北条高等学校	3年	総合学科	680				
省略							
松山商業高等学校	3年	商業科	240	省略			
		流通経済科	360				
		国際経済科	40				
		地域ビジネス科	80				
		情報ビジネス科	360				
省略							
津島高等学校	3年	普通科	220				
省略							

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	3年	普通科 産業科	40 24
省略						
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略 高等部	本科	3年	普通科 産業科	88 24
省略						

備考 省略

		国際文理国際科					
		国際文理理数科	80				
		商業科	120				
省略							
今治工業高等学校	3年	機械科	40				
		機械造船科	80				
		電気科	120				
		情報技術科	120				
		環境化学科	120				
		繊維デザイン科	120				
省略							
北条高等学校	3年	総合学科	720				
省略							
松山商業高等学校	3年	商業科	240	省略			
		流通経済科	360				
		国際経済科	80				
		地域ビジネス科	40				
		情報ビジネス科	360				
省略							
津島高等学校	3年	普通科	240				
省略							

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	3年	普通科 産業科	32 24
省略						
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略 高等部	本科	3年	普通科 産業科	80 24
省略						

備考 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（高等学校の入学定員の特例）

- 2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成30年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
北条高等学校	総合学科	200
松山商業高等学校	地域ビジネス科	40
津島高等学校	普通科	60

(特別支援学校の入学定員の特例)

- 3 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成30年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教育の対象者	部		学科	入学定員
		高等部	本科		
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	普通科	16
新居浜特別支援学校	知的障害者	高等部	本科	普通科	32

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

平成30年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成29年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

平成30年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成30年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 平成30年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること(以下「くくり募集」という。)ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科(以下「国際文理科」という。)についてはくくり募集する。

さらに、理数科及び国際文理科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成30年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあつては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、

定時制の課程にあつては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 平成30年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成30年2月16日(金)午前9時から同月22日(木)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月22日(木)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあつては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高

等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、愛媛県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う志願変更期間中）の出願にあっては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成30年1月16日（火）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成30年1月23日（火）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国生徒等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、平成30年1月16日（火）までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成30年1月23日（火）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を助案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成30年2月15日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成30年2月23日（金）午前9時から同年3月2日（金）正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同年3月2日（金）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成30年2月23日（金）午前9時から同年3月2日（金）正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成30年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成29年5月23日愛媛県教育委員会公告）1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科（以下「工業に関するデザイン科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。(3)において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成30年 3月8日（木）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:45～11:10	国 語（作文）

平成30年 3月9日(金)	11:25 ~ 12:15	理 科
	12:15 ~ 13:10	(昼 食)
	13:15 ~ 14:05	社 会
	9 :00 ~ 9 :30	点呼・受検上の注意
	9 :45 ~ 10:35	数 学
	10:50 ~ 11:50	英 語
	11:50 ~ 12:50	(昼 食)
	13:00 ~	面 接 (工業に関するデザイン科 にあつては、実技テスト (30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあつては数学と理科の得点を、総合学科にあつては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあつては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜す

る。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おつて、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及び専門学科(理数科 【理数科及び総合学科】を除く。)】

満点の比率			得点を算出するときの乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点			満点の比率			得点を算出するときの乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C	A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100	6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100	5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150	5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100	4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150	4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200	4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150	3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200	3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

$\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \text{ (300点満点)}$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \text{ (100点満点)}$$

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

(ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

(イ) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	150	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

- (3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成30年3月19日(月)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成30年3月19日(月)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(平成30年3月19日(月)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学選抜

1 実施学科

平成30年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科、理数科及び国際文理科にあ

っては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、平成30年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は県内の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。

- (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
- (イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
- (ウ) 人物が優れていること。
- (エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
- (オ) 次の要件のいずれかに該当すること。
 - a 特別活動において優れた実績を有すること。
 - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
 - c 理数科、国際文理科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成30年1月22日(月)午前9時から同月29日(月)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月29日(月)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

- (1) 調査書
- (2) 推薦書

5 作文、小論文、面接、集団討論等

- (1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

- (2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

- (3) 学力検査

学力検査は、行わない。

- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
平成30年 2月8日(木)	9:00~	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終了後に面接・集団討論)

- (5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、平成30年2月14日(水)午前10時から同月16日(金)正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書を交付する。
- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成30年2月20日(火)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成30年3月19日(月)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成30年3月8日(木)及び9日(金)に実施した一般入学選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成30年3月19日(月)午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

- (1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

- (2) 出願期間

出願期間は、平成30年3月20日(火)午前9時から同月28日(水)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月28日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

- (4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成30年3月20日(火)午前9時から同月28日(水)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
平成30年 4月3日(火)	9:30~10:00	点呼・受検上の注意
	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00~13:00	(昼 食)
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成30年4月4日(水)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、口頭による開示請求をすることができる期間は、平成30年4月4日(水)から1週間とする。

第6 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

平成30年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成29年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

平成30年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成30年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成30年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成30年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 平成30年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成29年12月13日（水）午前9時から同月19日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月19日（火）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒（長形3号とし、必ず宛先を明記して82円切手を貼ること。）を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。
- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
 - イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成29年12月6日（水）までに作文、

適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成29年12月12日（火）までに教育長に提出し、協議するものとする。

- (5) 海外帰国児童等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、平成29年12月6日（水）までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成29年12月12日（火）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は平成30年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成29年12月12日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成29年12月25日（月）から同月28日（木）まで又は平成30年1月4日（木）の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成29年12月25日（月）から平成30年1月4日（木）までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

- (1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。
- (2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。
- (3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。
- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成30年 1月7日(日)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 正 検 査
	11:50~12:40	(昼 食)
	12:40~	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

(6) 受検に当たっての留意事項

ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き(無地)、弁当

ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

(2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。

(4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

(1) 入学予定者の発表は、平成30年1月15日(月)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

(2) 中等教育学校長は、平成30年1月15日(月)午前9時から同月17日(水)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

12 選考結果の口頭による開示請求

(1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成30年1月15日(月)から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月15日(月))にあっては、午前9時から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成30年1月15日(月)の入学予定者の発表後から同月19日(金)午後4時まで(受付時間は、午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を添えて)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成30年3月30日(金)までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

(1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

(2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。

(3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第5号

平成30年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成29年10月20日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

平成30年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成30年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成30年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成30年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成30年1月29日（月）から2月9日（金）までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月9日（金）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校（みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。）の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部

等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成30年2月13日（火）午前9時から同月20日（火）午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成30年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成29年5月23日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成30年3月6日（火）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成30年3月20日（火）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成30年3月20日（火）から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日の午前9時（3月20日（火）にあっては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がい学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成30年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成30年2月13日（火）

午前9時から同月20日（火）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成30年度の県立高等学校等の入学選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成29年5月23日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成30年3月6日（火）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成30年3月20日（火）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成30年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名	入学定員	
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松 山 城 北 分 校	本 科	普 通 科	16
		産 業 科	8
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (聴覚障がい部門)	本 科	普 通 科	8
宇和特別支援学校 (知的障がい部門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (肢体不自由部門)	本 科	普 通 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新居浜特別支援学校川西分校	本 科	普 通 科	8
計			330

松山市・上浮穴郡	438,925	139,821
今治市・越智郡	142,557	47,519
宇和島市・北宇和郡	79,781	26,594
八幡浜市・西宇和郡	39,005	13,002
新居浜市	101,307	33,769
西条市	92,670	30,890
大洲市・喜多郡	52,470	17,490
伊予市	31,807	10,603
四国中央市	75,102	25,034
西予市	33,953	11,318
東温市	28,163	9,388

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年10月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,179,325
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,587
 - 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,416
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	44,008	14,670
南 宇 和 郡	19,577	6,526